

公益財団法人ふくい産業支援センターホームページ広告掲載要領

令和4年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援センターホームページ 支援センターが管理するホームページ
(<https://www.fisc.jp> から始まる URL のみ) をいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載する位置、枠数及び規格については、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 支援センターホームページ上層部及び下層部
掲載位置は日毎に入れ替える
- (2) 掲載枠数 15枠（上層部3枠 下層部12枠）
- (3) 広告の規格 大きさ 縦262ピクセル・横840ピクセル
データ形式 JPEG 又は GIF
データ容量 8キロバイト以下

(広告の禁止表現)

第4条 広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 動画及びアニメーション並びに複数の静止画像を順次表示するもの
- (2) 支援センターホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザインであるもの
- (3) 広告主の社名、団体名等の識別が困難なもの

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の募集は、支援センターと支援センターホームページバナー広告枠貸付に係る賃貸借契約を締結した広告代理店（以下「広告代理店」という。）が行う。

(広告掲載の申請)

第6条 支援センターホームページに広告の掲載を希望する者は、支援センターホームページバナー広告掲載申請書(様式第1号。以下「広告掲載申請書」という。)に広告デザインを添えて、広告代理店を通して支援センターに申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 支援センターは、前条の規定による申請があった場合は、この要領並びに関係法令(以下「法令等」という。)に基づき審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 支援センターは、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を支援センターホームページバナー広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、広告代理店を通して前条の規定により申請した者に通知するものとする。

3 支援センターは、第3条の掲載枠数を超えて広告の掲載の申請があった場合は、次に定める順位に従い判断するものとする。この場合において、同順位に複数のものがあるときは、広告の掲載を希望する期間が長いものを優先して選定する。

- (1) 公共性又は公益性が高く、県内に事業所等を有するもの
- (2) 県内に事業所等を有するもの
- (3) 公共性又は公益性が高く、県内に事業所等を有しないもの
- (4) その他のもの

(広告の作成及び提出)

第8条 広告代理店は、作成した広告を、広告の掲載の開始日の5営業日前(土・日・祝日を除く)までに、電子メール又はCD-R等の記録媒体により、支援センターに提出するものとする。

2 支援センターは、提出された広告が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告代理店を通じ、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、広告代理店が定める。

(広告掲載の取消し)

第10条 支援センターは、掲載された広告又はそのリンク先のホームページの内容等が、法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

2 支援センターは、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告代理店を通じ、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告代理店を通して支援センターに申し出なければならない。

(広告等の変更)

第12条 広告主は、広告又はリンク先を変更しようとする場合は、広告代理店とあらかじめ協議し、広告代理店を通して支援センターに申請するものとする。

2 前項の規定による申請及び決定並びに広告の作成及び提出については、第6条から第8条までの規定に準ずるものとする。

(広告掲載対象外広告)

第13条 支援センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教団体による布教の推進を目的とするもの
- (6) 社会的問題についての主義主張にあたるもの
- (7) 個人を宣伝しようとするもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 消費者保護（被害の未然防止及び拡大防止）の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) その他、広告の内容として適当でないと支援センター理事長が認めるもの

(広告代理店の責務)

第14条 広告代理店は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、広告主とともに責任を負う。

2 広告代理店は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において、広告主とともに解決しなければならない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、支援センターと広告代理店双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この要領は、令和4年3月22日から施行する。